

【 議 題 】

離島航路確保維持計画について
～令和9年度分～

令和8年 月 日

国土交通大臣 様

愛媛県地域公共交通網再編協議会

離島航路確保維持計画認定申請書

離島航路確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性（自由記述）

離島航路は、本土と離島、離島と離島を結ぶ唯一の交通手段であり、離島で暮らす住民にとっては、通勤、通学、通院をはじめ郵便や信書便、生活必需品などを輸送する生活手段として、本土における国道や主要地方道と同様、島民の生活や産業を支えるために不可欠なものである。

多くの離島を抱える本県においては、唯一の交通手段である離島航路の維持、確保は重要な課題であり、公共交通を担う行政の責務として、市町や離島航路事業者とも協力を行い、離島航路の存続に努めている。

しかしながら、離島航路事業者においては、過疎化や高齢化の進行により利用者が減少傾向にあるなか、生活航路であることから、船舶の修繕や燃料価格の高騰などの運航コストを運賃に転嫁することが難しく、抜本的な経営改善を行うことは困難な状況にあり、その維持には公的支援が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）

国の離島航路補助の対象となる11航路を合計して、令和9年度は次の輸送量を目標とする。

・ 運航回数	25,000 (回/年)
・ 旅客輸送	784,000 (人/年)
・ 自動車輸送	81,000 (台/年)
・ 貨物輸送	2,000 (ト/年)
・ 手荷物個数	28,000 (個/年)
・ 小荷物個数	65,000 (個/年)

このことにより、対象航路が就航する離島の安定した生活交通を確保でき、離島住民の生活の安定を図ることができる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運航を確保・維持する航路の概要及び運航予定者

- ・ 運航予定者：①上島町 (魚島～弓削～土生 航路)
 - ②シーセブン有限会社 (尾浦～宮窪 航路)
 - ③津島渡船有限会社 (津島～今治 航路)
 - ④有限会社くるしま (馬島～波止浜 航路)
 - ⑤今治市 (岡村～今治 航路)
 - ⑥新居浜市 (大島～黒島 航路)
 - ⑦有限会社新喜峰 (安居島～北条 航路)
 - ⑧中島汽船株式会社 (三津浜～中島 航路)
 - ⑨青島海運有限会社 (青島～長浜 航路)
 - ⑩田中輸送有限会社 (大島～八幡浜 航路)
 - ⑪盛運汽船株式会社 (日振～宇和島 航路)
- ・ 航路の概要：運航計画書（様式2-2）、航路整備計画（様式2-3）

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者

- ・ 令和9年度 収入見込額： 1,039,786,331円
- 費用見込額： 2,451,691,938円
- 収支差見込額： △1,411,905,607円

詳細：航路損益見込計算書(様式2-4)抜粋

- ・ 負担者：国、愛媛県、今治市、新居浜市、松山市、大洲市、八幡浜市、宇和島市、上島町

5. 地域公共交通確保維持事業の改善等に関する事項

- ・ 離島航路3ヵ年計画（様式2-5）

6. 離島航路構造改革事業に係る目的・必要性（自由記述）

〔 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第40条第2項第4号に規定する効率化船舶への代替建造の実施予定者 〕

【上島町（魚島～弓削～土生 航路）】

同航路は、島民の唯一の交通手段、生活必需品などを輸送する生活手段として不可欠であるが、島内人口が少数であることや燃料価格の高騰が影響し、その経営状況は厳しいものとなっている。

そこで、将来にわたって航路を維持するため、令和4年2月に「魚島航路改善計画」を策定し、令和9年度までに新造船を建造することとしている。

（ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第40条第2項第1号に規定する
調査事業の実施予定者 ）

【今治市（岡村～今治 航路）】

同航路は、島民の唯一の交通手段、生活必需品などを輸送する生活手段として不可欠であるが、島内人口が少数であることや燃料価格の高騰が影響し、その経営状況は厳しいものとなっている。

そこで、将来にわたって航路を維持するため、使用船舶の更新を含め、航路改善計画の策定に取り組むこととしている。

【新居浜市（大島～黒島 航路）】

同航路は、島民の唯一の交通手段、生活必需品などを輸送する生活手段として不可欠であるが、島内人口が少数であることや燃料価格の高騰が影響し、その経営状況は厳しいものとなっている。

そこで、将来にわたって航路を維持するため、使用船舶の更新を含め、航路改善計画の策定に取り組むこととしている。

【中島汽船株式会社（三津浜～中島 航路）】

同航路は、島民の唯一の交通手段、生活必需品などを輸送する生活手段として不可欠であるが、島内人口の減少や燃料価格の高騰が影響し、その経営状況は厳しいものとなっている。

そこで、将来にわたって航路を維持するため、使用船舶の更新を含め、航路改善計画の策定に取り組むこととしている。

【盛運汽船株式会社（日振～宇和島 航路）】

同航路は、島民の唯一の交通手段、生活必需品などを輸送する生活手段として不可欠であるが、島内人口が少数であることや燃料価格の高騰が影響し、その経営状況は厳しいものとなっている。

そこで、将来にわたって航路を維持するため、使用船舶の更新を含め、航路改善計画の策定に取り組むこととしている。

7. 離島航路構造改革事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）

【上島町（魚島～弓削～土生 航路）】

・運航回数 1, 460（回／年）

【今治市（岡村～今治 航路）】

・調査の上、検討

【新居浜市（大島～黒島 航路）】

・調査の上、検討

【中島汽船株式会社（三津浜～中島 航路）】

・調査の上、検討

【盛運汽船株式会社（日振～宇和島 航路）】

・調査の上、検討

8. 離島航路構造改革事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（自由記述）

【上島町（魚島～弓削～土生 航路）】

・費用の総額：550,000,000円＋乗出費用

・負担者及び負担額：国（1割）、鉄道・運輸機構（4割）、上島町（5割）

【今治市（岡村～今治 航路）】

- ・計画策定予定。
（費用等、未定）

【新居浜市（大島～黒島 航路）】

- ・計画策定予定。
（費用等、未定）

【中島汽船株式会社（三津浜～中島 航路）】

- ・計画策定予定。
（費用等、未定）

【盛運汽船株式会社（日振～宇和島 航路）】

- ・計画策定予定。
（費用等、未定）

9. 協議会の開催状況と主な議論（自由記述）

- ・令和8年6月10日 愛媛県地域交通活性化東予地区協議会
※地区協議会における審議結果を記載
- ・令和8年6月11日 愛媛県地域交通活性化中予地区協議会
※地区協議会における審議結果を記載
- ・令和8年6月8日 愛媛県地域交通活性化南予地区協議会
※地区協議会における審議結果を記載
- ・令和8年6月17日 愛媛県地域公共交通網再編協議会
※再編協議会における審議結果を記載

10. 利用者等の意見の反映状況（自由記述）

※各協議会における意見等を記載

11. 協議会メンバーの構成

別紙のとおり

愛媛県地域公共交通網再編協議会委員名簿
愛媛県地域交通活性化地区協議会委員名簿

愛媛県内離島航路事業者 航路損益(見込)計算書 抜粋

(単位:円)

航路名	事業者名	航路損益項目	5年度 航路損益 (R4.10 ~R5.9)	6年度 航路損益 (R5.10 ~R6.9)	7年度 航路損益 (R6.10 ~R7.9)	3か年平均	令和9年度 航路損益 (R8.10 ~R9.9)	備考 (経費増 の要因等)
県全体	県全体	収益 計	1,137,493,823	1,041,696,942	970,177,079	1,049,789,281	1,039,786,331	
		費用 計	2,253,948,522	2,410,831,432	2,276,944,096	2,313,908,017	2,451,691,938	
		差引当期純利益(純損失)	△ 1,116,454,699	△ 1,369,134,490	△ 1,306,767,017	△ 1,264,118,735	△ 1,411,905,607	
		国庫補助金	493,197,098	583,493,807	465,946,360	514,212,422	本申請により認定	
		県補助金	311,623,000	392,815,000	—	—	—	
		市町等負担	311,634,601	392,825,683	—	—	—	
東予管内	東予管内	収益 計	127,756,344	127,086,817	127,627,351	127,490,172	121,356,217	
		費用 計	659,054,755	734,865,790	663,298,730	685,739,759	647,281,006	
		差引当期純利益(純損失)	△ 531,298,411	△ 607,778,973	△ 535,671,379	△ 558,249,587	△ 525,924,789	
		国庫補助金	231,986,866	246,261,924	193,573,033	223,940,607	本申請により認定	
		県補助金	149,652,000	180,756,000	—	—	—	
		市町等負担	149,659,545	180,761,049	—	—	—	
中予管内	中予管内	収益 計	788,244,148	774,506,388	711,293,248	758,014,595	713,163,524	
		費用 計	1,042,899,560	1,070,391,216	1,046,114,790	1,053,135,189	1,079,221,389	
		差引当期純利益(純損失)	△ 254,655,412	△ 295,884,828	△ 334,821,542	△ 295,120,594	△ 366,057,865	
		国庫補助金	89,687,217	105,347,096	88,414,694	94,483,003	本申請により認定	
		県補助金	82,483,000	95,268,000	—	—	—	
		市町等負担	82,485,195	95,269,732	—	—	—	
南予管内	南予管内	収益 計	221,493,331	140,103,737	131,256,480	164,284,515	205,266,590	
		費用 計	551,994,207	605,574,426	567,530,576	575,033,070	725,189,543	
		差引当期純利益(純損失)	△ 330,500,876	△ 465,470,689	△ 436,274,096	△ 410,748,555	△ 519,922,953	
		国庫補助金	171,523,015	231,884,787	183,958,633	195,788,812	本申請により認定	
		県補助金	79,488,000	116,791,000	—	—	—	
		市町等負担	79,489,861	116,794,902	—	—	—	
魚島～弓削 ～土生	上島町	収益 計	24,721,884	24,064,070	25,041,638	24,609,197	19,875,468	
		費用 計	131,597,544	179,153,710	142,355,263	151,035,506	116,344,028	
		差引当期純利益(純損失)	△ 106,875,660	△ 155,089,640	△ 117,313,625	△ 126,426,309	△ 96,468,560	
		国庫補助金	40,968,424	66,886,682	34,282,106	47,379,071	本申請により認定	
		県補助金	32,953,000	44,101,000	—	—	—	
		市町等負担	32,954,236	44,101,958	—	—	—	
尾浦～宮窪	シーセブン(有)	収益 計	6,254,706	7,058,498	5,832,939	6,382,048	5,779,667	
		費用 計	50,856,495	66,917,199	51,212,094	56,328,596	51,923,366	
		差引当期純利益(純損失)	△ 44,601,789	△ 59,858,701	△ 45,379,155	△ 49,946,548	△ 46,143,699	
		国庫補助金	18,774,192	24,432,002	14,705,300	19,303,831	本申請により認定	
		県補助金	12,913,000	17,713,000	—	—	—	
		市町等負担	12,914,597	17,713,699	—	—	—	
津島～今治	津島渡船(有)	収益 計	583,788	533,256	580,022	565,689	563,445	
		費用 計	14,484,656	13,753,761	14,373,987	14,204,135	14,212,426	
		差引当期純利益(純損失)	△ 13,900,868	△ 13,220,505	△ 13,793,965	△ 13,638,446	△ 13,648,981	
		国庫補助金	6,453,446	5,483,204	5,252,774	5,729,808	本申請により認定	
		県補助金	3,723,000	3,868,000	—	—	—	
		市町等負担	3,724,422	3,869,301	—	—	—	
馬島～波止浜	(有)くるしま	収益 計	5,652,148	5,254,219	5,301,498	5,402,622	5,316,344	
		費用 計	68,135,916	48,602,495	37,424,988	51,387,800	39,688,877	
		差引当期純利益(純損失)	△ 62,483,768	△ 43,348,276	△ 32,123,490	△ 45,985,178	△ 34,372,533	船舶の減価 償却修了
		国庫補助金	26,521,729	19,297,828	14,756,678	20,192,078	本申請により認定	
		県補助金	17,981,000	12,025,000	—	—	—	
		市町等負担	17,981,039	12,025,448	—	—	—	
岡村～今治	今治市	収益 計	75,275,988	76,326,403	76,443,319	76,015,237	75,997,348	
		費用 計	220,577,262	233,857,344	245,215,609	233,216,738	246,194,483	
		差引当期純利益(純損失)	△ 145,301,274	△ 157,530,941	△ 168,772,290	△ 157,201,501	△ 170,197,135	
		国庫補助金	70,755,374	69,543,579	75,065,917	71,788,290	本申請により認定	
		県補助金	37,272,000	43,993,000	—	—	—	
		市町等負担	37,273,900	43,994,362	—	—	—	

愛媛県内離島航路事業者 航路損益(見込)計算書 抜粋

(単位:円)

航路名	事業者名	航路損益項目	5年度 航路損益 (R4.10 ~R5.9)	6年度 航路損益 (R5.10 ~R6.9)	7年度 航路損益 (R6.10 ~R7.9)	3か年平均	令和9年度 航路損益 (R8.10 ~R9.9)	備考 (経費増 の要因等)
大島～黒島	新居浜市	収益 計	15,267,830	13,850,371	14,427,935	14,515,379	13,823,945	
		費用 計	173,402,882	192,581,281	172,716,789	179,566,984	178,917,826	
		差引当期純利益(純損失)	△ 158,135,052	△ 178,730,910	△ 158,288,854	△ 165,051,605	△ 165,093,881	
		国庫補助金	68,513,701	60,618,629	49,510,258	59,547,529	本申請により認定	
		県補助金	44,810,000	59,056,000	—	—	—	
		市町等負担	44,811,351	59,056,281	—	—	—	
安居島～北条	(有)新喜峰	収益 計	2,410,188	3,312,809	3,241,662	2,988,220	2,927,511	船舶の減価 償却修了
		費用 計	76,576,243	75,472,968	44,817,584	65,622,265	45,182,241	
		差引当期純利益(純損失)	△ 74,166,055	△ 72,160,159	△ 41,575,922	△ 62,634,045	△ 42,254,730	
		国庫補助金	29,457,283	24,152,085	14,978,911	22,862,760	本申請により認定	
		県補助金	22,354,000	24,004,000	—	—	—	
		市町等負担	22,354,772	24,004,074	—	—	—	
三津浜～中島	中島汽船(株)	収益 計	785,833,960	771,193,579	708,051,586	755,026,375	710,236,013	船舶の減価 償却費計上
		費用 計	966,323,317	994,918,248	1,001,297,206	987,512,924	1,034,039,148	
		差引当期純利益(純損失)	△ 180,489,357	△ 223,724,669	△ 293,245,620	△ 232,486,549	△ 323,803,135	
		国庫補助金	60,229,934	81,195,011	73,435,783	71,620,243	本申請により認定	
		県補助金	60,129,000	71,264,000	—	—	—	
		市町等負担	60,130,423	71,265,658	—	—	—	
青島～長浜	青島海運(有)	収益 計	7,172,789	6,984,272	5,371,857	6,509,639	6,320,349	
		費用 計	35,371,104	50,457,118	35,137,099	40,321,774	37,672,849	
		差引当期純利益(純損失)	△ 28,198,315	△ 43,472,846	△ 29,765,242	△ 33,812,135	△ 31,352,500	
		国庫補助金	14,199,944	28,703,370	13,586,329	18,829,881	本申請により認定	
		県補助金	6,999,000	7,384,000	—	—	—	
		市町等負担	6,999,371	7,385,476	—	—	—	
大島～八幡浜	田中輸送(有)	収益 計	47,920,494	18,976,802	18,904,112	28,600,469	18,576,307	定期検査に 伴う船舶修繕 費の増加
		費用 計	107,902,064	105,772,988	104,940,753	106,205,268	131,345,156	
		差引当期純利益(純損失)	△ 59,981,570	△ 86,796,186	△ 86,036,641	△ 77,604,799	△ 112,768,849	
		国庫補助金	22,707,378	29,983,488	26,508,783	26,399,883	本申請により認定	
		県補助金	18,637,000	28,406,000	—	—	—	
		市町等負担	18,637,192	28,406,698	—	—	—	
日振～宇和島	盛運汽船(株)	収益 計	166,400,048	114,142,663	106,980,511	129,174,407	180,369,934	定期検査に 伴う船舶修繕 費の増加
		費用 計	408,721,039	449,344,320	427,452,724	428,506,028	556,171,538	
		差引当期純利益(純損失)	△ 242,320,991	△ 335,201,657	△ 320,472,213	△ 299,331,621	△ 375,801,604	
		国庫補助金	134,615,693	173,197,929	143,863,521	150,559,048	本申請により認定	
		県補助金	53,852,000	81,001,000	—	—	—	
		市町等負担	53,853,298	81,002,728	—	—	—	

※市町等負担は事業者の自己負担分(経営改善目標額等)も含む

航路損益（見込）計算書

航路名

事業者名

(円)

	5年度航路損益 (令和4年10月～ 令和5年9月)	6年度航路損益 (令和5年10月～ 令和6年9月)	7年度航路損益 (令和6年10月～ 令和7年9月)	3カ年平均	航路損益見込み (令和8年10月～ 令和9年9月)	備考(増減理由)
1. 収 益						
A 運 航 収 益						
1. 旅 客 運 賃						
2. 手 荷 物 運 賃						
3. 小 荷 物 運 賃						
4. 自 動 車 航 送 運 賃						
5. 貨 物 運 賃						
6. 郵 便 ・ 信 書 便 航 送 料						
7. 雑 収 入						
B 営 業 収 益						
1. 航 路 附 属 施 設 収 入						
2. 雑 収 入						
収 益 計						
2. 費 用						
A 運 航 費 用						
1. 旅 客 費						
(1) 旅 客 歩 金						
(2) 傷 害 保 険 料						
(3) 雑 費						
2. 手 荷 物 取 扱 費						
3. 小 荷 物 取 扱 費						
4. 自 動 車 航 送 取 扱 費						
5. 貨 物 費						
(1) 貨 物 積 卸 費						
(2) 貨 物 歩 金						
(3) 貨 物 弁 金						
(4) 雑 費						
6. 郵 便 ・ 信 書 便 取 扱 費						
7. 燃 料 潤 滑 油 費						
8. 養 缶 水 費						
9. 港 費						
(1) 税 金 及 び 手 数 料						
(2) 水 先 及 び 係 留 料 等						
(3) 代 理 店 手 数 料						
10. 雑 費						
11. 船 費						
(1) 船 員 費						
(2) 船 舶 備 品 費						
(3) 船 舶 消 耗 品 費						
(4) 船 舶 修 繕 費						
(5) 雑 費						
B 営 業 費 用						
1. 保 險 料						
(1) 船 舶						
(2) 航 路 附 属 施 設						
2. 税 金						
(1) 船 舶						
(2) 航 路 附 属 施 設						
(3) 消 費 税						
3. 利 子						
(1) 船 舶						
(2) 航 路 附 属 施 設						
4. 減 価 償 却 費						
(1) 航 路 開 設 費						
(2) 船 舶						
(3) 航 路 附 属 施 設						
5. 賃 借 (用 船) 料						
(1) 船 舶						
(2) 航 路 附 属 施 設						
6. 航 路 附 属 施 設 費						
7. 店 費						
費 用 計						
3. 差 引 当 期 純 利 益 (純 損 失)						
(国 庫 補 助 金)						
(都 道 府 県 補 助 金)						
(市 区 町 村 補 助 金)						

(参 考)

○単位が円であることを留意すること。

○「5、6、7年度航路損益」の数値は、国監査後の数値を記載すること。

○「3カ年平均」の数値は、5～7年度航路損益の平均数値を四捨五入して記載すること。

運 航 計 画 書

令和8年 月 日

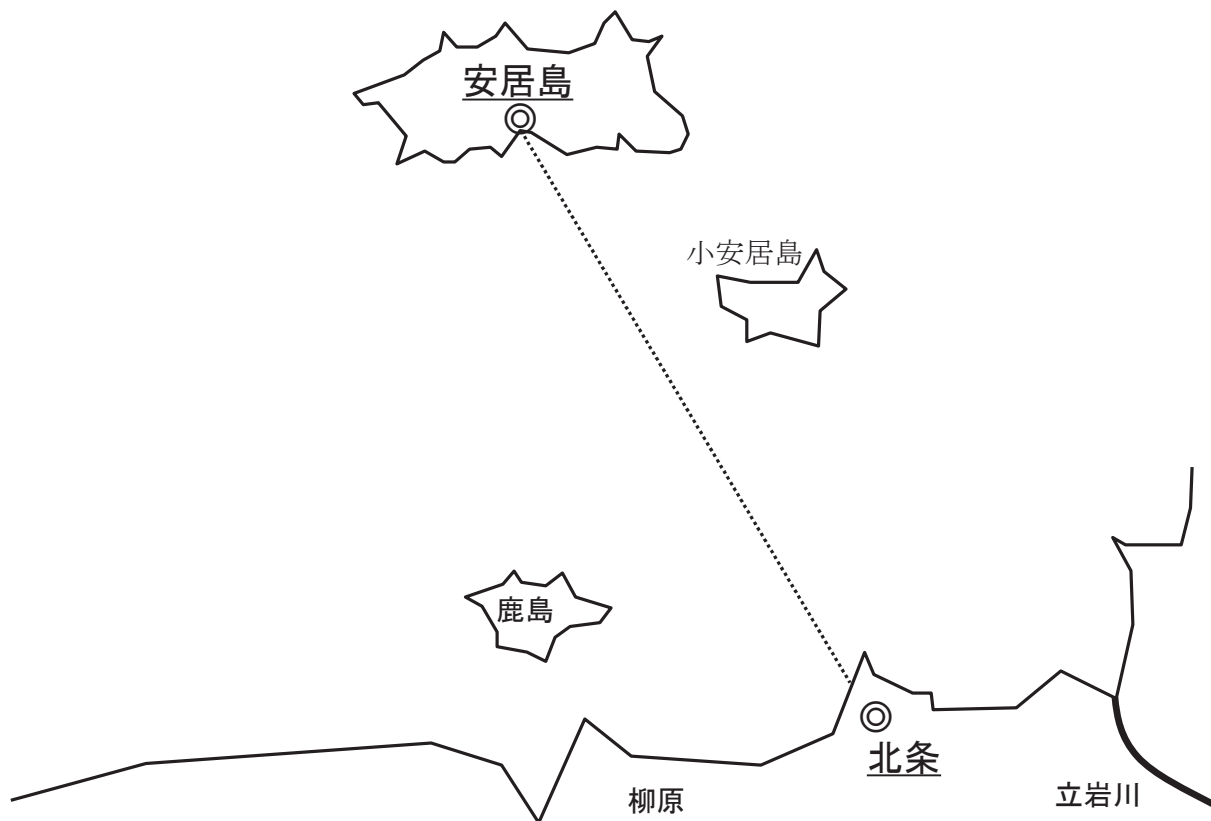
航路名 安居島～北条 事業者名 有限会社 新喜峰

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地							終 点	合 計
港 名	アイジマ 安居島								ハウジョウ 北条	13.5km
各港間距離 (km)										13.5km
所要時間										35分

(注) 港名にはフリガナをつけること。

2. 航 路 図



- (注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点到寄港する他の航路（他社の航路を含む。）があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点到連絡する他の交通手段があれば、それを図示し、その距離及び需用状況を附記すること。

3. 使用旅客船（予備船を含む。）の明細

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車航送に係る自動車積載面積	旅客定員(等級別に記載すること。)	主機の種類	連続最大出力	航海速度
あいほく2	貨客船	軽合金	令和元年 9月	(有)新喜峰	19 t			35人	ディーゼル	257	12.0

(注) 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

(1) 使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数
あいほく2	安居島 → 北条 ←	13.5km	R8.10~R9.9	442
計				442

(注) 1. 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点を記載すること。

3. 航路距離の欄には、各航路系統ごとの距離を記載すること。

(2) 発着時刻表

別紙のとおり

安居島行き時刻表

安居島港⇄北条港 所要時間 35分

運行期間		安居島港発	北条港発
8/21～7/31	月・火・木・金・土・日	8:00	16:00
	水	8:00 15:00	11:00 16:00
	毎月第一土曜日	8:00 15:00	13:00 16:00
(夏季期間) 8/1～8/20	月・火・木・金・土・日	8:00 15:00	10:00 16:00
	水	8:00 15:00	13:00 16:00

- * 1/1～1/3は次のとおりとします。
1月1日は安居島発8:00の便のみ運航。
1月2日は全便運休
1月3日は北条発16:00のみ運行。
- * 上記記載以外にも貸切運航有り

航 路 整 備 計 画 書

令和 8 年 月 日

航 路 名 安居島～北条 事業者名 有限会社 新喜峰

経 営 主 体 の 整 備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和24年法律第187号）第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
運 航 の 基 本 的 条 件 の 整 備	年 度		R9年度	R10年度	R11年度
	航 路	起 点	安 居 島	安 居 島	安 居 島
		主 要 な 寄 港 地			
		終 点	北 条	北 条	北 条
	使 用 船 舶	隻 数	1	1	1
		総 ト ン 数	19 t	19 t	19 t
	新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法				
	運 航 回 数 の 最 小 限		1往復	1往復	1往復
1Km当りの旅客運賃の最高限		62.22	62.22	62.22	

(注) 離島航路運営費補助を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

離島航路3カ年計画
(令和9年度~令和11年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

運航費用の節減

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項目	内容
運航便数	需要動向にあわせた運航便数の変更を検討する。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項目	内容
輸送量の拡大・確保	定期便外の空き時間を利用した貸切運航増に努める。 釣り客等には船員が釣果情報を提供し、接客サービスの向上に努め、リピーター客の増加を図る。

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃料潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項目	内容
燃料費 船舶修繕費 } の縮減	(燃料費) ・運行速度の調節、係船待機中の機関停止等で無駄な燃料消費を抑える。 (船舶修繕費) ・点検修理は、可能な限り船員で対応する。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項目	内容
離島活性化方策	市の施策(里島ツーリズム)に協力することで、島の活性化や利用客の増加に努める。

6. 今後引き続き検討すべき事項

項目	内容
島の人口減少及び高齢化への対策	Iターン者・Uターン者の取り込みや島外の利用客の増加について関係機関と連携して検討していく。

運 航 計 画 書

令和 年 月 日

航路名 三津浜～中島

事業者名 中島汽船株式会社

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地	終 点	計
--	-----	-------	-----	---

大浦～三津浜 区間

港 名	おおaura 大 浦	のぐつな 野忽那	むづき 睦 月	たかはま 高 浜	みつはま 三津浜	
				かんこうこう 観光港		
各港間距離	5.5	5.0	10.3	2.9		23.7 km
			8.9	5.0		24.4 km
航海時間	21	17	32	12		82 分
			25	20		83 分

※上段は高浜寄港の場合、下段は観光港寄港の場合

大浦～高浜 区間

港 名	おおaura 大 浦	のぐつな 野忽那	むづき 睦 月	たかはま 高 浜	
各港間距離	5.5	5.0	10.3		20.8 km
航海時間	13	10	17		40 分

西中～三津浜 区間

港 名	にしな 西 中	かみぬわ 上怒和	もとぬわ 元怒和	つわじ 津和地	ふたがみ 二 神	こうのうら 神 浦	つるしま 釣 島	たかはま 高 浜	みつはま 三津浜	
	各港間距離	4.7	6.8	2.5	6.0	8.7	7.3	8.3	2.9	
	8.6							44.6 km		
航海時間	18	23	12	21	29	23	20	12	158 分	
							23		149 分	

※下段は高浜を抜港する場合

神浦～高浜 区間

港 名	こうのうら 神 浦	ふたがみ 二 神	つわじ 津和地	もとぬわ 元怒和	かみぬわ 上怒和	こうのうら 神 浦	たかはま 高 浜	
各港間距離	8.7	6.0	2.5	6.8	9.0	15.0		48.0 km
航海時間	15	13	7	13	17	25		90 分

2. 航 路 図
別紙のとおり

- (注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点到寄港する他の航路(他社の航路を含む)があれば、その航路を図示し運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点と連絡する他社の交通手段があればそれを図示し、その距離及び需要状況を附記する。

3. 使用船舶(予備船を含む。)の明細

船名	船舶の種類	船質	進年水月	船所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車航送に係る自動車積載面積(m ²)	旅客定員(等級別に記載すること。)	主機の種類	連続最大出力(HP)	航速(KT)
ななしま	旅客船兼自動車航送船	鋼	H29.12	中島汽船(株)	765.00	/	464.7	494	ディーゼル	3,360	14.6
じんわ	〃	〃	H18.5	〃	462.00	/	229.28	310	〃	2,600	14.0
(なかじま)	〃	〃	H 6.6	〃	676.00	/	412.6	488	〃	2,400	13.5
すいせい	高速旅客船	軽合金	H8.10	〃	43.00	/	/	107	〃	1,650	26.0
いそかぜ	〃	〃	H21.8	〃	19.00	/	/	80	〃	1,150	22.0
(あさかぜ)	〃	〃	H7.5	〃	48.00	/	/	90	〃	1,650	26.0

(注) 予備船の船名は、かつこ書きとすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

(1) 使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数
ななしま	大浦～三津浜(高浜寄港)	23.7	年間	1,420
	大浦～三津浜(観光港寄港)	24.4		355
じんわ	西中～三津浜(高浜寄港)	47.2	〃	355
	西中～三津浜(高浜抜港)	44.6		355
(なかじま)	大浦～三津浜(高浜寄港)	23.7	〃	53
	大浦～三津浜(観光港寄港)	24.4		10
	西中～三津浜(高浜寄港)	47.2		10
	西中～三津浜(高浜抜港)	44.6		10
すいせい	大浦～高浜	20.8	〃	1,750
いそかぜ	神浦～高浜	48.0	〃	350
	高浜～神浦～高浜(周遊)	63.0		1,050
(あさかぜ)	大浦～高浜	20.8	〃	75
	神浦～高浜	48.0		15
	高浜～神浦～高浜(周遊)	63.0		45
合計				5,853

(注) 1. 予備船の船名は、かつこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点等を記載すること。

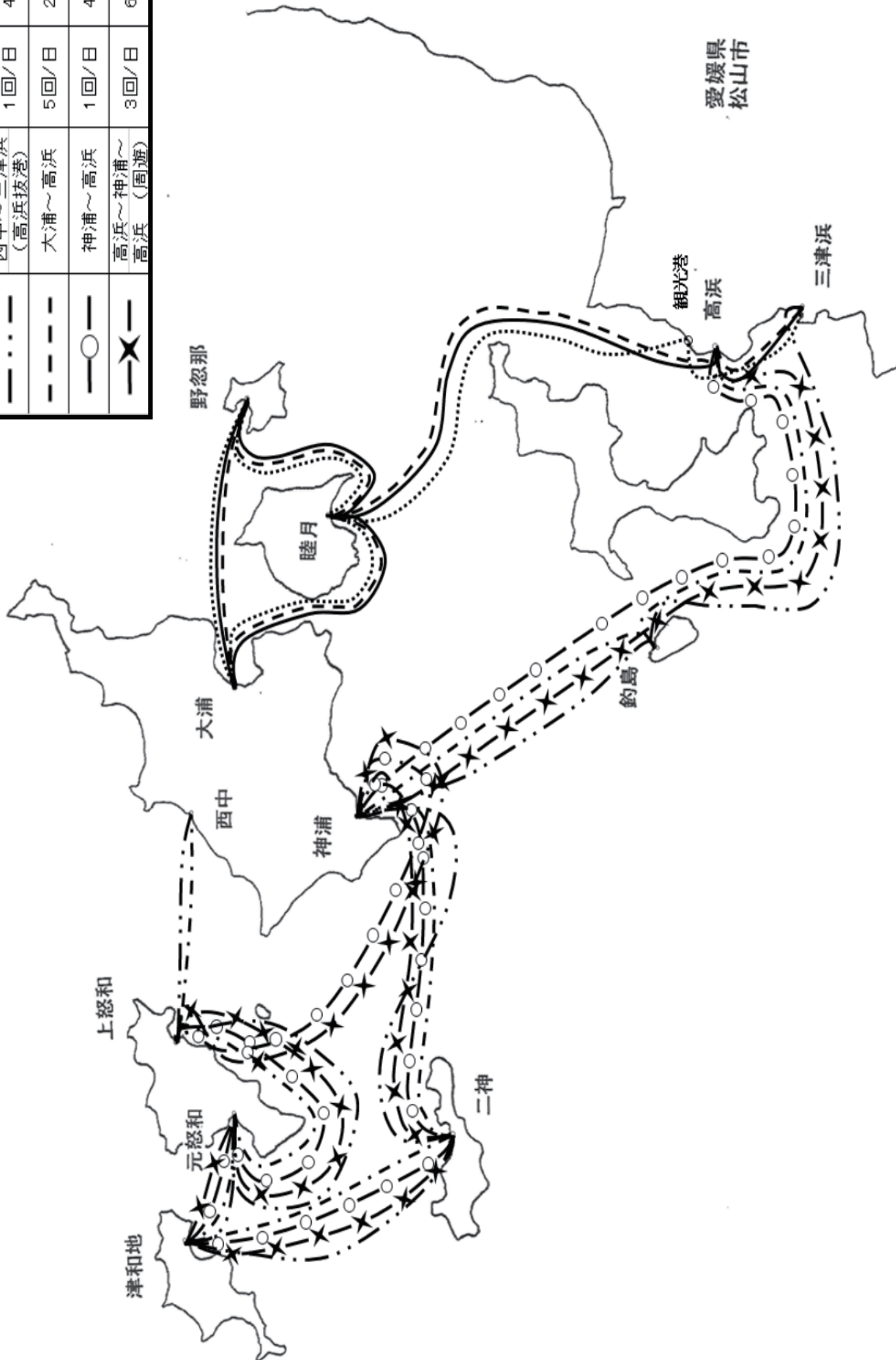
3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

(2) 発着時刻表

別紙のとおり

航路図

航路名 (航路番号)	運航回数	使用船舶数
三津浜～中島 (四国第173)	1日16回	6隻



表示	区間	運航回数	航路距離
——	大浦～三津浜 (高浜寄港)	4回/日	23.7km
.....	大浦～三津浜 (観光港寄港)	1回/日	24.4km
- . - . - .	西中～三津浜 (高浜寄港)	1回/日	47.2km
- - - - -	西中～三津浜 (高浜抜港)	1回/日	44.6km
- - - - -	大浦～高浜	5回/日	20.8km
—○—	神浦～高浜	1回/日	48.0km
—★—	高浜～神浦～ 高浜 (周遊)	3回/日	63.0km

中島汽船運航時刻表

令和8年10月1日改正予定

東線 上り フェリー

	大浦	野忽那	睦月	高浜	三津浜		三津浜	高浜	観光港	睦月	野忽那	大浦
1便	5:40	→	5:59	→	6:40	1便	6:55	7:10	—	7:40	7:57	8:15
2便	8:35	8:56	9:13	9:45	9:57	2便	10:10	—	10:30	10:55	11:12	11:30
3便	11:40	→	→	12:21	12:34	3便	13:00	13:15	—	→	→	13:55
4便	14:10	14:31	14:48	15:20	15:32	4便	15:50	16:05	—	16:35	16:52	17:10
5便	17:30	17:51	18:08	18:40	18:55	5便	19:10	—	19:30	19:55	→	20:14

東線 下り フェリー

東線 上り 高速船

	大浦	野忽那	睦月	高浜
1便	6:35	6:48	6:58	7:15
2便	7:55	→	→	8:20
3便	12:25	12:37	12:47	13:04
4便	17:05	→	→	17:30
5便	18:45	→	18:57	19:14

東線 下り 高速船

	高浜	睦月	野忽那	大浦
1便	7:23	→	→	7:48
2便	8:30	8:48	→	9:00
3便	13:50	14:08	14:18	14:30
4便	17:40	17:58	18:08	18:20
5便	19:25	→	19:44	19:56

※4便を15分繰り下げ

西線 上り フェリー

	西中	上怒和	元怒和	津和地	二神	神浦	釣島	高浜	三津浜
1便	6:06	6:23	6:45	6:56	7:16	7:45	8:08	8:38	8:50
2便	13:59	14:16	14:38	14:49	15:09	15:39	16:02	—	16:25

西線 下り フェリー

	三津浜	高浜	釣島	神浦	二神	津和地	元怒和	上怒和	西中
1便	9:10	—	9:35	10:02	10:28	10:48	10:59	11:21	11:37
2便	16:40	16:55	17:20	17:47	18:13	18:33	18:44	19:06	19:22

西線 高速船

	高浜	神浦	上怒和	元怒和	津和地	二神	津和地	元怒和	上怒和	神浦	高浜
1便	—	6:00	→	→	→	6:15	6:28	6:35	6:48	7:05	7:30
2便	7:40	8:06	8:23	8:36	8:43	8:56	→	→	→	9:11	9:36
3便	11:40	12:06	→	→	→	12:21	12:34	12:41	12:54	13:11	13:36
4便	15:15	15:42	15:59	16:12	16:19	16:32	→	→	→	16:47	17:13
5便	18:25	18:51	19:08	19:21	19:28	19:41	→	→	→	19:55	—

航路整備計画書

令和 年 月 日

航路名 三津浜～中島

事業者名 中島汽船株式会社

経営主体の整備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業との合併又は当該旅客定期航路事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		旧中島町より中島汽船株式会社へ事業譲渡される。 実施時期 平成16年10月1日 方法 海上運送法 第18条による		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法(昭和24年法律第187号)第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
運航の基本的条件の整備	年 度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	航路	起 点	三 津 浜	三 津 浜	三 津 浜
		主要な寄港地	大 浦	大 浦	大 浦
		終 点	西 中	西 中	西 中
	使用船舶	隻 数	6	6	6
		総 ト ン 数	2013.00	2013.00	2013.00
		新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法	無	無	無
	運航回数の最小限		1日 14回	1日 14回	1日 14回
1km当りの旅客運賃の最高限		100	100	100	

(注) 離島航路運営補助を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

事業者名 中島汽船株式会社
航路名 三津浜～中島航路

離島航路 3 力年計画 (令和 9 年度～令和 1 1 年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

現在当社が運航している三津浜～中島航路は、旧中島町の 6 つの有人島と県都松山市を結ぶ唯一の生活航路であります。

当航路は、昭和 3 3 年から中島 6 島で生活している住民 6, 2 0 0 名余りの通勤、通学、通院、また生活物資や郵便物の輸送を中島町営汽船により運航されておりました。

平成 1 6 年 1 0 月 1 日、船舶及びバス事業を旧中島町から当社へ譲渡譲受され、同日より当社が運航を行っております。

現在においては、過疎化・少子高齢化の影響により住民も 2, 8 0 0 名余りに激減し、更には景気低迷による輸送需要の低下、燃料費の高騰等により離島航路の経営に関しては非常に厳しい状況下にあります。

このような中、収支改善は急務であります。地域経済の低迷等もあり運賃等の値上げは困難であり、県・市行政の施策と連携した島の活性化に期待せざるを得ません。そのため、より一層費用の削減による経営改善の推進に努めて参ります。

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項目	内 容
使用船舶の代替	船員不足の対応として「旧いそかぜ (48 t)」を廃船し、機関長の乗船が不要である「新しいそかぜ (中古船・19 t)」を購入。船員の人数が揃い次第就航予定。
運航便数・ダイヤの変更	輸送人員の需要に応じて検討する。新しいそかぜ就航後は新しいそかぜを西線、既存高速船を東線に固定するために、東線のダイヤを一部変更する予定。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項目	内 容
輸送量の拡大	修学旅行等の誘致を含め、貸切船収入の増収に努める。

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項目	内 容
その他の経費	各種経費の節減に努める。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項目	内 容
離島活性化策	松山市の施策「里島ツーリズム」と連携して利用客の増加に努める。

6. 今後引き続き検討すべき事項

項目	内 容
港の整備	島内各港におけるフェリー用固定岸壁に代わるものとして、浮棧橋の整備を要望します。これにより、潮位に関係なく車両の乗降が可能になります。また、西航路の各港を整備することにより、航路に関係なく同一船の運航が可能になります。

愛媛県地域公共交通網再編協議会（概要）

1 設置概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項の規定に基づく愛媛県地域公共交通網形成計画の作成に関する事項を協議するため、平成29年5月に設置した。
平成30年度からは地域公共交通再編実施計画の作成に関する事項も協議する。

2 県地域公共交通網再編協議会の任務

- ・愛媛県地域公共交通計画等の策定及び変更に関する協議
- ・地域公共交通計画、再編計画及び同計画に位置づけた事業の実施に係る連絡調整
- ・地域公共交通再編実施計画の策定及び変更に関する協議 等

3 構成 ※任期3年、再任可(任期 R8. 4. 1～R11. 3. 31)

機関名	委員職氏名（構成員：47名）	
愛媛県	地域未来創生局長	村上 久（会長）
松山市	都市・交通計画課長	神野 誠
今治市	交通政策課長	渡部 泰生
宇和島市	企画課長	福島 康生
八幡浜市	政策推進課長	鎌田 恭廣
新居浜市	地域交通課長	石川 徹
西条市	くらし安心課長	藤田 隆二
大洲市	地域振興課長	三好 治
伊予市	都市整備課長	大塚 直人
四国中央市	公共交通課長	玉井 慎也
西予市	まちづくり推進課長	佐藤 陽一郎
東温市	都市整備課長	平岡 芳樹
上島町	公営事業課長	茂木 昭彦
久万高原町	総務課長	大西 洋三
松前町	財政課長	中村 明博
砥部町	地域振興課長	善家 孝介
内子町	総務課長	上山 淳一
伊方町	総合政策課長	菊池 暁彦
松野町	ふるさと創生課長	友岡 純
鬼北町	企画振興課長	佐々木 健次
愛南町	総務課長	濱 哲也
四国旅客鉄道(株)	愛媛企画部長	窪 仁志
伊予鉄道(株)	取締役 鉄道部長	浦戸 亮治
伊予鉄バス(株)	取締役 自動車部長	中川 智之
瀬戸内運輸(株)	常務取締役	川田 卓哉
宇和島自動車(株)	常務取締役	田中 敏弘
ジェイアール四国バス(株)	松山支店長	水元 雄一
伊予鉄南予バス(株)	代表取締役社長	岡田 好功
瀬戸内海交通(株)	専務取締役	佐津間 英樹
中島汽船(株)	専務取締役	渡部 直樹
石崎汽船(株)	常務取締役	清水 一之
防予フェリー(株)	松山支社長	奥 康幸
四国開発フェリー(株)	常務取締役	眞木 重壽
九四オレンジフェリー(株)	執行役員部長	瀬野 正朗
宇和島運輸(株)	代表取締役社長	松岡 正幸
国道九四フェリー(株)	取締役 総務部長	古谷 元嗣
県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	谷口 政賀津
松山河川国道事務所	計画課長	森 貴洋
大洲河川国道事務所	計画課長	谷野 祐司
愛媛県	道路維持課長	矢野 英敏
	港湾海岸課長	西山 誠司
愛媛県警察本部	交通規制課長	水関 和男
学識経験者	愛媛大学教授	松村 暢彦（副会長）
四国運輸局	首席運輸企画専門官	齊藤 信一郎
公共交通利用者	—	倉本 逸男
	—	横手 裕子
	—	井沼 一

令和8年度愛媛県地域交通活性化東予地区協議会<バス関係> 委員名簿

分野	機関	所属等	氏名	備考	
バス	東予地方局	地域産業振興部長	杉野 将行	会長	
	四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	山本 悟史	副会長	
	今治市	交通政策課	渡部 泰生		
	新居浜市	地域交通課長	石川 徹		
	西条市	くらし安心課	藤田 隆二		
	四国中央市	公共交通課	玉井 慎也		
	一般社団法人 愛媛県バス協会	専務理事	松本 真一		
	一般社団法人 愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	谷口 政賀津		
	瀬戸内運輸株式会社	常務取締役	川田 卓哉		
	瀬戸内海交通株式会社	専務取締役	佐津間 英樹		
	利用者代表			村上 輝彦	
				菅 春樹	

令和8年度愛媛県地域交通活性化東予地区協議会<航路関係> 委員名簿

分野	機関	所属等	氏名	備考	
航路	東予地方局	地域産業振興部長	杉野 将行	会長	
	四国運輸局 海事振興部	離島航路活性化調整官	福島 史晃	副会長	
	今治市	交通政策課	渡部 泰生		
	新居浜市	地域交通課長	石川 徹		
	上島町	公営事業課長	茂木 昭彦		
	愛媛県旅客船協会	会長	清水 一郎		
	シーセブン有限会社	代表取締役	村岡 茂行		
	津島渡船有限会社	代表取締役	村上 洋子		
	有限会社くるしま	代表取締役	片上 勝允		
	利用者代表			村上 輝彦	
				菅 春樹	

令和8年度愛媛県地域交通活性化中予地区協議会 委員名簿

No.	機関名	役職	氏名	鉄道	バス	航路
1	四国運輸局	首席運輸企画専門官 (輸送・監査部門)	山本 悟史	○	○	
2	四国運輸局	海事振興部 離島航路活性化調整官	福島 史晃			○
3	松山市	松山市都市・交通計画課 デザイン担当課長	神野 誠	○	○	○
4	伊予市	都市整備課長	大塚 直人	○	○	
5	東温市	都市整備課長	平岡 芳樹	○	○	
6	久万高原町	総務課長	大西 洋三		○	
7	松前町	財政課長	中村 明博	○	○	
8	砥部町	地域振興課長	善家 孝介		○	
9	一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	松本 真一		○	
10	愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	谷口 政賀津		○	
11	愛媛県旅客船協会	会長	清水 一郎			○
12	ジェイアール四国バス株式会社	総務部長	宮井 照暁		○	
13	伊予鉄バス株式会社	取締役部長	中川 智之		○	
14	伊予鉄道株式会社	取締役鉄道部長	浦戸 亮治	○		
15	四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	○		
16	伊予鉄南予バス株式会社	代表取締役社長	岡田 好功		○	
17	中島汽船株式会社	専務取締役	渡部 直樹		○	○
18	有限会社新喜峰	取締役	大内 弘子			○
19	公共交通利用者		白石 哲一	○	○	○
20	公共交通利用者		一色 厚志	○	○	○

令和8年度 愛媛県地域交通活性化南予地区協議会 委員名簿

機関名	所属	職名	氏名	部門	備考
愛媛県南予地方局	地域産業振興部	部長	雲峰 隆光	バス・航路	会長
四国運輸局愛媛運輸支局	輸送・監査部門	首席運輸企画専門官	山本 悟史	バス	副会長
四国運輸局	海事振興部	離島航路活性化調整官	福島 史晃	航路	副会長
宇和島市	企画課	課長	福島 康生	バス・航路	
八幡浜市	政策推進課	課長	鎌田 恭廣	バス・航路	
大洲市	地域振興課	課長	三好 治	バス	
	長浜支所	支所長	井上 朋昭	航路	
西予市	まちづくり推進課	課長	佐藤 陽一郎	バス	
内子町	総務課	課長	上山 淳一	バス	
伊方町	総合政策課	課長	菊池 暁彦	バス	
松野町	ふるさと創生課	課長	友岡 純	バス	
鬼北町	企画振興課	課長	佐々木 健次	バス	
愛南町	総務課	課長	濱 哲也	バス	
愛媛県バス協会		専務理事	松本 真一	バス	
愛媛県ハイヤー・タクシー協会		専務理事	谷口 政賀津	バス	
伊予鉄バス(株)	自動車部	部長	中川 智之	バス	
伊予鉄南予バス(株)		代表取締役	岡田 好功	バス	
宇和島自動車(株)	業務部営業課	課長	大内 崇義	バス	
愛媛県旅客船協会		会長	清水 一郎	航路	
青島海運(有)		所長	井上 朋昭	航路	
田中輸送(有)		代表取締役	和田 雅子	航路	
盛運汽船(株)		代表取締役	山本 照子	航路	
公共交通機関利用者			中川 直	バス・航路	
公共交通機関利用者			本田 裕明	バス・航路	